

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会車椅子貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一時的に歩行困難等身体の不自由になった者への支援として、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会の保有する車椅子を貸し出すことにより、日常生活の利便を図るとともに、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 刈谷市に住所を有し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合を対象とする。

- (1) 病気、怪我等で一時的に車椅子を必要とする場合
- (2) 市内に活動拠点を置く団体又は法人で、旅行、行事等を行う場合
- (3) 車椅子が必要な親族等が来訪し、一時的に行動を共にする必要がある場合
(ただし、居住地社協等での借用調整を優先する)
- (4) その他会長が特に必要と認めた場合

(対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象から除く。

- (1) 車椅子を所有している場合
- (2) 他法における補装具（車椅子）費用給付または福祉用具貸与対象の場合
- (4) 福祉施設に入所している場合（一時外泊を除く）
- (5) 医療機関に入院している場合（一時外泊を除く）
- (6) その他会長が不相当と認めた場合

(申請)

第4条 車椅子を利用しようとする者は、車椅子利用申請書（別紙様式）を会長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、3か月以内とする。ただし会長が認めたときはこの限りでない。

(利用料)

第6条 車椅子の利用料は、無料とする。

(管理義務)

第7条 車椅子の運搬は、申請者が行うものとする。

2 申請者及び利用者は、借り受けた車椅子を適切に維持管理しなければならない。

3 申請者及び利用者は、車椅子を汚損、又は破損したときは、自らの負担において修理その他必要な措置を講じなければならない。

(利用制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を却下することがある。

(1) 車椅子の返却が繰り返し遅延する場合

(2) 車椅子の利用状態が著しく粗雑な場合

(3) 対象外であることが明白な場合

(4) その他、会長が貸出し不可と認めた者

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。